

岐阜県公報

号外 (11) 平成二十五年 四月 一日

目次

規 則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物対策課)	一
岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
告示		
岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部改正廃棄物処理業許可に係る欠格要件照会に使用する岐阜県知事印	(廃棄物対策課)	二
	(同)	三

規 則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「振興局長」を「知事（振興局の所管区域にあつては、振興局長）」に、「を」を「に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽法施行細則（昭和六十年岐阜県規則第七十三号）の一部を次のように改

正する。

第四条第一項中「知事に」を削り、「經由して」の下に「知事（振興局の所管区域にあっては、」を加え、「へ」を「）へ」に改め、同条第二項中「書類は」の下に「振興局の所管区域にあっては」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「振興局長」を「振興局の所管区域にあっては、振興局長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成

二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号、第十九条第二号、第二十条第二項第二号、第二十一条第二項第二号、第二十二号第二号及び第二十四条第二号中「所管する」の下に「岐阜地域環境室又は」を加える。

第二十六条中「計画地」を「計画地が振興局の所管区域に所在する場合にあっては、当該計画地」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百十二号

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第八条第二項中「各振興局長」を「知事、各振興局長」に、「振興局長等」を「知事等」に改める。

第九条第一項及び第四項から第六項までの規定中「振興局長等」を「知事等」に改める。

第十一条第一項第一号中「変更する」を「増大する」に改め、同項第五号中「場合を」を「ときを」に改め、「次号において同じ」を削り、同項第六号中「場合」の下に「（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるとき、又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を変更する場合であって、当該変更によって頻度が高くなることを除

く。」を加える。

第十一条第四項中「振興局長等」を「知事等」に改め、同条第五項中「振興局長等」を「知事等」に改め、同項第一号中「変更する」を「増大する」に改め、同項第五号中「場合」を「ときを」に改め、「次号において同じ」を削り、同項第六号中「場合」の下に「(排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるとき、又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を変更する場合であつて、当該変更によつて頻度が高くなることを除く。）」を加える。

第十二条第一項及び第四項中「振興局長等」を「知事等」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「すべて」を「全て」に、「計画地並びに」を「計画地及び」に改める。

様式第三号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第四号中「すべて」を「全て」に、「前号」を「前号」に改める。

様式第五号中「すべて」を「全て」に、「前二号」を「前二号」に改める。

様式第六号から様式第八号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

様式第九号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に、「前号」を「前号」に改める。

様式第十号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に、「前各号」を「前各号」に改める。

様式第十一号中 「すべて」を「全て」に、「前二号」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に、「前各号」を「前各号」に改める。

様式第十四号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に、「前二号」に改める。

様式第十四号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に改める。

様式第十五号中 「すべて」を「全て」に、「前二号」を「前二号」に改める。

様式第十七号中 「岐阜県 振興局長 様 (振興局長) に 「すべて」を「全て」に改める。

様式第十八号から様式第二十号までの規定中「すべて」を「全て」に、「前号」を「前二号」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この要綱による改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県告示第百二十三号

産業廃棄物処理業許可に係る欠格要件照会に使用する岐阜県知事印を次のとおり定め、平成二十五年四月一日から使用する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 やまと古字
大 小 三十三ミリメートル平方

二 公印管理者
岐阜県環境生活部岐阜地域環境室長

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社